

## さぎんmoteca(モテカ)カード ご利用規定書

JCB:個人用

- さぎんmoteca(モテカ)カード会員規定
- さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定  
※さぎんICキャッシュカード特約
- さぎんデビットカード取引規定
- さぎんPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定
- さぎんmoteca(モテカ)カード保証委託契約約款
- moteca-de-nimocaJCBカード会員特約
- moteca-de-nimoca JCBカード エンボスレスカード会員特約



このまちで、あなたと  
 佐賀銀行

# さざんmoteca(モテカ)カード会員規定

## 第1章 総則

### 第1条 会員

- 株式会社佐賀銀行(以下「当行」という。))および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。))が運営するカード取引システム(以下「JCBカード取引システム」という。))に当行およびJCB(以下「両社」という。))所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。
- JCBカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といたします。
- 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。))を使用し、本規約に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。))、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。))ならびに第4条の2第4項に定めるWEBサービス等、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。))を行う一切の権限(以下「本代理権」という。))を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第45条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
- 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
- 本会員と家族会員を併せて会員といたします。
- 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
- 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード(第2条第1項に定めるものをいう。))の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。

### 第2条 カードの貸与およびカードの管理

- 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。))を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。))を含みます。また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。
- カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。
  - 会員の氏名
  - カード番号およびカードの有効期限(以下併せて「カード番号等」という。))
  - セキュリティコード(カード裏面に印字される場合には、署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数値のうち下3桁または

「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)

非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができまので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。

- カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託しもしくは使用させることを一切してはなりません。

### 第3条 カードの再発行

- 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途通知または公表します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
- 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。

### 第4条 カードの機能およびキャッシュカードサービス

- 会員は、本規定に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定める機能、および現金自動支払機または現金自動預金支払機(以下両者を「自動機」といいます。))による指定口座からの払戻し、現金自動預金支払機による指定口座への預入れ(以下「キャッシュカードサービス」といいます。))を利用することができます。
  - キャッシュカードサービスの内容および取扱方法等については、別途定める「さざんキャッシュカード暗証届出通帳規定」、「さざんICキャッシュカード特約」、「さざん生体認証ICキャッシュカード特約」、「さざんデビットカード取引規定」、並びに「さざんPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定」に定めるものとします。
  - ショッピング利用は、会員が加盟店(第22条に定めるものをいう。以下同じ。))から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることとの代金につき、会員が当行に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当行は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。
  - 金融サービスは、会員がJCB所定のATM等を利用する方法等により、当行から金銭を借り入れることができる機能であり、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(第30条から第31条に定めるものをいう。以下同じ。))の3つのサービスからなります。
- ### 第4条の2 WEBサービス等
- 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。))である「J/Secure(TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。))を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどイン

ターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。

2. MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含む。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
4. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス（「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等その他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。
5. 会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。）を届け出るものとし、両社、JCBまたは当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとなります。
6. 会員は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

#### 第5条 付帯サービス等

1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCBまたは当行もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
4. 当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

#### 第6条 カードの有効期限

1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）。
2. 両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社

が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

#### 第7条 暗証番号

1. 会員は、カードの暗証番号（4桁の数字）を両社に登録するものとします。ただし、当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとし、推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与している会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、当行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります（両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。）。

#### 第8条 年会費

1. 本会員は、有効期限月の3ヵ月後の月の第34条に定める約定支払日（ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当行に対し、当行が通知または公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
2. カードの種類によって年会費の支払日が異なる場合があります。この場合、当行が通知または公表します。

#### 第9条 届出事項の変更

1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第34条に定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなくてはなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. 第1項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第10条 カードの利用方法

1. 会員は自動機にてカードを利用する場合は、カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、ICキャッシュカードサービ

ス(含む生体認証機能)対応の自動機においてICキャッシュカードサービス(含む生体認証機能)を利用する際およびクレジットカードサービス(含む生体認証機能)を利用する際には「ICキャッシュカードクレジットカードのご利用」の方向から挿入し、ICキャッシュカードサービス(含む生体認証機能)以外のキャッシュカードサービスを利用する際には「キャッシュカードのご利用」の方向から挿入し、機能を使い分けるものとします。

2. 会員がカードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両方を使用できる加盟店においてカードを利用する場合には、カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて当該加盟店に申出るものとします。
3. 本条第1項および第2項において会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

### 第11条 取引時確認等

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき取引時確認(本人特定事項等の確認をいう。)が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
2. 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

### 第11条の2 反社会的勢力の排除

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当行は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づきカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるとします。カード利用を一時停止した場合には、会員等は、当行が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当行は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第41条第1項(10)および同条第2項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第45条第4項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
  - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関

係を有する者

- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

### 第11条の3 マネー・ロンダリング等の禁止

会員は、マネー・ロンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下、これらを総称して「マネー・ロンダリング等」という。)を遂行する目的で、またはマネー・ロンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

### 第12条 業務委託

会員は、当行が代金決済事務その他の事務等をJCBに業務委託することを予め承認するものとします。

## 第2章 個人情報の取り扱い

### 第13条 個人情報の収集、保有、利用、預託

1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断(JCBにおける第37条第1項の委託に基づき連帯保証を行うか否かの審査を含む。)および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。
    - ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。
    - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
    - ③ 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
    - ④ 会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
    - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
    - ⑥ 当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
    - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
    - ⑧ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)
    - ⑨ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用

いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類、言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)

(2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業(当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。))における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。)

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。

⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づく公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(3)本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

(4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたとうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断(JCBにおける第37条第1項の委託に基づく連帯保証を行うか否かの審査を含む。)および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報(第14条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)なお、本

項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

#### ■業務内容

○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務

○公共債販売業務、投資信託販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務

○その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

#### ■利用目的

当行および当行の関連会社(連結会社)や提携会社の金融商品やサービスに関し下記利用目的で利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が、法律等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

○各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

○犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

○預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため

○融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

○適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

○与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

○他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合において、委託された当該業務を適切に遂行するため

○お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

○市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

○関係法令等に基づく開示、報告を行うため

○関連会社や提携会社の商品やサービスの各種ご提案のため

○各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

○ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

○地域活動の貢献等に資するため

○その他、お客さまのお取引や関連業務を適切かつ円滑に履行するため

#### ※利用目的の限定について

○銀行法施行規則等により個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金

需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

○銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

※ダイレクトメールおよびダイレクトマーケティングを希望されない場合は、本規定末尾に記載の窓口にお申し出下さい。

ただし、預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引のためのご案内等は除きます。

## 第14条 個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等

1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する金融機関・貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟事業者」という。))に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。)が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のように同意します。

(1) 両社が本会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に提供し、本会員等に関する信用情報((4)①に定める情報をいう。以下同じ。)をこれらの個人信用情報機関に照会すること。

(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。

(3) 両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報(本規約末尾の「登録情報および登録期間」表(以下「登録情報期間表」という。))に列挙する情報等をいう。)を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。

(4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。

① 加盟個人信用情報機関は下記の信用情報(登録情報期間表に列挙される情報を含む。)を保有します。

ア. (3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報

イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報

ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報

② 加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。

ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理

イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の

## 情報の算出

ウ.③に基づく信用情報の提供

③ 加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける信用情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。

(5) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2. 2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方(以下「家族会員等」という。))は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。

3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

## 第15条 個人情報の開示、訂正、削除

1. 会員等は、当行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1) 当行に対する開示請求:本規約末尾に記載の当行相談窓口へ  
(2) JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ

(3) 加盟個人信用情報機関に対する開示請求:本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第16条 個人情報の取り扱いに関する不同意

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

## 第17条 契約不成立時および退会後の個人情報の利用

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、

承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2.第45条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報保有し、利用します。

### 第3章 ショッピング利用、金融サービス

#### 第18条 標準期間

本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といたします。

#### 第19条 利用可能枠

1.当行は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します(商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。)

- ①ショッピング1回払い利用可能枠
- ②ショッピングリボ払い利用可能枠
- ③ショッピング分割払い/ショッピングスキップ払い利用可能枠
- ④ショッピング2回払い利用可能枠
- ⑤ボーナス1回払い利用可能枠
- ⑥キャッシング1回払い利用可能枠
- ⑦海外キャッシング1回払い利用可能枠
- ⑧キャッシングリボ払い利用可能枠

2.前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、3つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠(以下「内枠」という。)が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群に係る内枠となります。

- (1)前項①の機能別利用可能枠…「ショッピング枠」として分類
- (2)前項②③④⑤の機能別利用可能枠…「ショッピング残高枠」として分類
- (3)前項⑥⑦⑧の機能別利用可能枠…「キャッシング総枠」として分類

3.第1項①から⑧の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠(以下「総枠」という。)となります。機能別利用可能枠、内枠および総枠を総称して、利用可能枠といたします。

4.当行は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとします。また、貸金業法に定める所定の書面の提出がないときには、減額されることがあります。

5.当行は、本会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。

6.本会員が当行から複数枚のJCBカード(当行が発行する両社所定のクレジットカード等を行い、当該カードに係るカード情報を含む。以下同じ。)の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード(た

だし、一部のJCBカードは除く。)全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額(当該金額を「総合与信枠」という。)となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードについて個別に定められた金額となります。

7.当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域(以下「特定国等」という。)において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs(外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者を行い、以下同じ。)に対して、カード利用を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定国等へ居住する場合または外国PEPsであると認められる場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。

#### 第20条 利用可能金額

1.会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、ショッピング利用および金融サービス利用のすべてに適用されます。

- (1)会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高(なお、前条第1項③の利用可能枠に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計額となります。)を差し引いた金額
- (2)会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠に係る利用残高を差し引いた金額
- (3)総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額

2.前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき金額(約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料および遅延損害金は除く。)で、当行が未だ本会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。

3.第1項、第2項にかかわらず、本会員が当行から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、本会員が保有するすべてのJCBカードおよび当該JCBカードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。

4.本会員は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

5.会員が、前条第1項②③④または⑤の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと様に取り扱われます。

#### 第21条 手数料率、利率の計算方法等

- 1.手数料率、利率(遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日(うるう年は366日)とする日割方式とします。
- 2.当行は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る手数料率および利率を変更することがあります。

## 第22条 ショッピングの利用

1. 会員は、JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の方法に従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。))において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。
4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等(以下「暗証番号入力等」という。)売上票への署名等を行い、残額(暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。))についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。
5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第45条第1項なお書きおよび第45条第4項に従い、支払義務を負うものとします。
6. 会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7. ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

- (1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
  - (2) 当行、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行またはJCBにおいて会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
  - (3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。
  - (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。
8. 家族会員が家族カードを使用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。
  9. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第19条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
    - (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
    - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
    - (3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式
  10. 貴金属、金券券、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これに限らない。)、パソコン、射幸性のある商品等、その他当行所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。

## 第23条 立替払いの委託

1. 会員は、第22条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当行に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当行が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
  - (1) 当行が加盟店に対して立替払いすること。

- (2) JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当行がJCBに対して立替払いすること。
- (3) JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
- (4) JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当行がJCBに対して立替払いすること。
2. 商品の所有権は、当行が加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを、会員は承認するものとします。

#### 第24条 ショッピング利用代金の支払区分

1. ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、支払回数数が3回以上でかつ当行所定の支払回数のショッピング分割払い(以下「ショッピング分割払い」という。)のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、当行が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定したものと取り扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に所定の手数料が加算されます。

2. 第1項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。

- (1) 本会員が申し出、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾の手数料率となります。
- (2) 当行が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当行が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。

#### 第25条 ショッピング利用代金の支払い

1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第23条における当行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各問の立替払いの有無にかかわらず、第2項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。

- (1) ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日
- (2) ショッピング2回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額の半額(1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。)を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日

2. 本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス1回払いを指

定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス1回払いの取扱期間が異なることがあります。

(1) 前年12月16日から当年6月15日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、当年8月の約定支払日

(2) 当年7月16日から当年11月15日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、翌年1月の約定支払日

3. 本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いを指定した場合、第26条、第27条または第27条の2に定めるとおり支払うものとします。

#### 第26条 ショッピングリボ払い

1. 本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり弁済金を支払うものとします。

(1) 標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日。ただし、(ア)当該ショッピング利用により第19条第1項②の機能別利用可能枠に係る残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ)標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。

(2) (1)の「手数料のほか、以下の金額を毎月の約定支払日。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、債務の充当は当行所定の方法により行います。

#### (リボ払元金)

前月15日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金(以下「リボ払元金」という。))以上の場合には当該リボ払元金。リボ払元金未済の場合は当該ショッピングリボ払い利用残高。

#### (ショッピングリボ払い手数料)

前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高(同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月16日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差し引いた金額)に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額。

2. 当行が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。

3. 本会員は、ショッピングリボ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

#### 第27条 ショッピング分割払い

1. 本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に会員の指定した支払回数(ただし、ショッピング利用代金額が少額の場合、当行にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じ。)に応じた当行所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計額」という。)を支払うものとします。

2. 分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金(ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。))とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとします。

3. 各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法

については以下のとおりとします。

(1) 初回の分割支払金の内訳

手数料＝標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金額に対する標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

(2) 第2回の分割支払金の内訳

手数料＝ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金額

－(1)の分割支払元金の額)に当行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

(3) 第3回の分割支払金の内訳

手数料＝ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金額

－(1)および(2)の分割支払元金の額)に当行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、

ショッピング利用代金額の半額を第1項、第2項、第3項の規定に

従い支払い、残額を当行所定の方法によりボーナス月(1月および

8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回ま

での約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない

場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものと

して取り扱われます。第23条に定める立替払手続きの遅延その

他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日

がないこととなった場合についても同様とします。

5. 本会員は、ショッピング分割払い残元金および手数料については、

第2項、第4項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方

法」に従い一括で支払うことができます。

**第27条の2(ショッピングスキップ払い)**

1. 本会員は、会員が第24条第2項(2)の規定に従いショッピングス

キップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下の

ショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了

日の属する月の翌々月から標準期間満了日の属する月の7カ月後

の月までのうちから会員が指定した月(以下「スキップ指定月」とい

う。)の約定支払日に一括(1回)で支払うものとします。なお、会員

が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。

**(ショッピングスキップ払い手数料)**

標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了

日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約

定支払日までの経過月数と、当行所定の手数料率(月利)を乗じた

金額

2. 本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを本規

約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができ

ます。

**第28条 見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等**

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き

渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と

相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出

るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができる

ものとします。なお、支払区分が1回払いの場合は次条第2項が、

支払区分がその他の場合は、次条第3項から第7項が適用されま

す。

**第29条 会員と加盟店との間の紛議等**

1. 当行は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利

を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会

員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利

を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と

責任において、加盟店との契約を締結するものとします。

2. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務

に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該

加盟店との間で自ら解決するものとします。

3. 第2項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、

ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回

払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商

品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役

務(以下併せて「商品等」という。)について次の事由が存するときは、

その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等につ

いて、当行への支払いを停止することができるものとします。

(1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこ

と。

(2) 商品等に破損、汚損、故障があるなど会員と加盟店との間の契

約の内容に適合しないこと。

(3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁

事由があること。

4. 当行は、本会員が第3項の支払いの停止を行う旨を当行に申し出

たときは、直ちに所要の手続きをとります。

5. 本会員は、第4項の申し出をするときは、予め第3項の事由の解消

のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

6. 会員は、本会員が第4項の申し出をしたときは、速やかに第3項の

事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当

行に提出するよう努めるものとします。また当行が第3項の事由に

ついて調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するも

のとします。

7. 第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停

止することはできないものとします。

(1) ショッピングリボ払いの場合において、1回のカード利用におけ

るショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッ

ピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払

いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカード利用

における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。

(2) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたと

き。

(3) 会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング

利用である場合または海外でのショッピング利用である場合

等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該

当するとき。

**第30条 キャッシング1回払い**

1. 会員は、当行所定の現金自動支払機(以下「CD」という。)、現金自

動預払機(以下「ATM」という。)等でカードおよび登録された暗証

番号を使用することにより金銭を借り入れることができます(以下

「キャッシング1回払い」という。)

2. キャッシング1回払いおよび第31条に定めるキャッシングリボ払い

における融資の日(以下「融資日」という。)は、CD・ATMもしくは次

条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第34条第1項

規定のお支払い口座へ融資資金が振り込まれた日とします。お支払

い口座へは、当行に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む

場合があります。

3. 会員は、第20条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを

利用することができます。

4. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場

合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間

の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に

対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。

- 前項にかかわらず、本会員が当行所定の方法で申し込み、当行が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額(以下本項において「対象元本」という。)について、第20条に定める金額の範囲内で対象元本と同額のキャッシングリボ払い(第31条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額となり、第34条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は第31条第4項に従い計算されます。

- キャッシング1回払いの利用のために、カードを使用してCD-ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

(1)当行は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(2)カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。

### 第30条の2 海外キャッシング1回払い

- 会員は、前条に定めるキャッシング1回払いを日本国外においても利用することができます(以下「海外キャッシング1回払い」という。)
- 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となります。
- 会員は、前条第1項に定める方法のほか、当行所定の方法により、国外の金融機関やその他の店舗等の窓口等において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表します。
- 本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い融資日(現地時間)の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日(日本時間)までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関-ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1ヵ月または2ヵ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。
- 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項および第7項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。
- 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元

金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)(のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第33条第6項が適用されるものとします。

- 前項にかかわらず、会員がCD-ATMまたは第3項に定める金融機関等の窓口等において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて(この通貨のことを、以下「提示通貨」という。)、会員が提示通貨建の金額で海外キャッシング1回払いを利用する旨の操作を行い、または当該意思を示した場合には、CD-ATM保有会社または金融機関等(以下総称して「ATM保有会社等」という。))と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件(この場合に適用される換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第34条第7項は適用されません。))に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。

#### ①提示通貨が日本円の場合

会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。

#### ②提示通貨が日本円以外の場合

会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建の現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第34条第7項が適用されます。

### 第31条 キャッシングリボ払い

- 会員は、第20条に定める金額の範囲内で、繰り返し当行から融資を受けることができます(以下「キャッシングリボ払い」という。)。ただし、家族会員については、当行が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できません。
- 会員は、CD-ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。
- キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。当月15日のキャッシングリボ払い利用残高(キャッシングリボ払いの未返済元金の合計金額をいい、第30条第5項に基づきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含む。以下同じ。))が、当行が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当行が増額できるものとします。
- 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。

(1)標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日(なお、標準期間におけるキャッシング1回払いに関して、第30条第5項に定めるキャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日)から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日

(2)当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高(ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払元金および(1)のキャッシングリボ払い利用金額を差し引いた金額)に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日

- 当行が認めた場合、本会員は、当行所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払いまたはボーナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第3項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、

ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。

6. 本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第3項、第4項、第5項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

7. 第30条第6項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。

### 第32条 CD・ATMでの利用

会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、(1)(2)においては当行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」および「繰上返済方法」に定めるものをいう。)(3)においては当行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に定めるものをいう。))を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

(1)キャッシング1回払いの利用

(2)キャッシングリボ払いの利用または随時支払い

(3)ショッピングリボ払いの随時支払い

### 第33条 海外預金引出サービス

1. 海外預金引出サービス(以下「本サービス」という。))とは、JCBが日本国外で提携するCirrus等のATMネットワークに加盟している金融機関または、提携するクレジット会社が設置している支払機で、会員がカードを使用して現地通貨によりお支払い口座から預金の払戻しを受けることができるサービスです。なお、支払機の利用方法は、それぞれの支払機設置先の定めによります。本会員は、家族会員に対し、家族会員が家族カードを使用して本会員に代わって本サービスを利用する一切の権限を授与するものとし、家族会員による本サービスの利用に基づく一切の支払債務は本会員が負担するものとします。本サービスを利用する場合、本条第5項に定める場合を除いては海外キャッシング1回払いは利用できないものとします。

2. 本サービスによる日本国外での払戻しにかかる利用口座からの引落しは、原則としてJCBでの処理日の2営業日後を支払日とし、本会員は当行に対し、通帳および払戻請求書なしでお支払い口座から自動引落しの方法により支払うものとします。また、支払いについては、外貨額をJCBまたは提携金融機関、提携クレジット会社が定める時期ならびに為替相場により円貨に換算した金額(以下「サービス利用額」という。))を前項により引落すものとします。本サービスにかかる引落しと支払日の到来しているショッピング利用代金、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボによる債務がお支払い口座の預金の不足により同時に引落すことができない場合における引落しの選択は当行の任意とします。

3. 本サービスの利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠の範囲内で当行が定める金額(以下「サービス利用可能枠」という。))とし、所定の方法により本会員に通知するものとします。会員はサービス利用可能枠からサービス利用額の残高を差し引いた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。また、各支払機における1回当りの利用可能金額は、JCBまたは提携金融機関、提携クレジット会社が定める金額までとします。

4. 本サービスの利用にあたっては、当行は、本会員より当行所定の手数料(以下、「サービス手数料」という。))を申し受けます。また支払機利用手数料については、当該支払機を設置している金融機関、

提携クレジット会社の定めによります。なお、サービス手数料は、本条第2項の引落しと同時に引落します。

5. サービス利用額およびサービス手数料の合計額が利用口座の預金の不足等により引落しできなかった場合には、日本国外での払戻しにかかる利用口座からの引落しの取扱いはなかったものとし、代わりにサービス利用額全額について第30条に定める日本国外におけるキャッシング1回払い(海外キャッシング1回払い)を行ったものとみなします。なお、この場合、前項のサービス手数料は発生せず、その代わりに当行は、本会員より第30条第3項に定める手数料を申し受けます。

## 第4章 お支払い方法その他

### 第34条 約定支払日と口座振替

1. 毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。))を、予め本会員が届け出た当行の指定口座から自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、当行所定の他の支払方法(所定の手数料が発生する場合があります。))によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に自動引落しができなかった場合または事務上の都合がある場合には、当該約定支払日以降の日に、約定支払額を全額または一部につき、当行所定の方法による自動引落しをすることができるとします。

2. 前項に基づき当行がお支払い口座から自動引落しをする場合、当行は当行普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしで自動引落しができるものとします。

3. 当行が本会員に明細(第35条に定めるものをいう。))の通知手続きを行った後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当行は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が本会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

4. 会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払処理を行った時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。))のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当行に対し支払うものとします。

5. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当行が本会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当行が係る時点を特定することが不可能な

場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除に係る手続きを行った時点(会員が加盟店等との間で当該解除に係る手続きを行った日とは異なることがあります。)(のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。

6. 会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、当行が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点(会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。)(のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第8項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当行が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。
7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当行が指定した料率(当行が別途公表します。)を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
8. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほか、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第4項、第5項および第7項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。(ただし、第6項に基づく返金時のみ、第7項は適用されます。)
9. 本会員が本規定に基づきATMを利用する方法または当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりカードの利用代金を支払う場合、本会員が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当行による受領が翌営業日となる場合があります。

### 第35条 明細

1. 当行は、「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。))を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに(なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに)、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。))を本会員が届け出たメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。
2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を书面化したものをいう。以下同じ。))を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類に

よっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。))として当行が定める額を標準期間満了日の翌々月10日にもつとめて、当行所定の事由に該当期間の場合は、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。))支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。

3. 当行が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対して届け出るものとします。
4. 当行は、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面を、前項の明細とは別に、本会員の届け出住所へ郵送して通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、利用内容を明らかにした書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。
5. 会員は、当行が本会員に交付する書面を、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細(電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。))に代えることができることを承諾するものとします。また、当行は、当行が定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。
6. 当行は本会員または本会員であった者(以下、本項において「再発行希望者」という。))が明細書の再発行(当行が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したものである)について、同一の明細にかかる明細書を再度発行することを行う。))を希望し、当行がこれを認める場合には、当行所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当行が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当行に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当行が定める額を当行が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。

### 第36条 遅延損害金

1. 本会員が、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。))に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当行に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。))に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

- ・ショッピング1回払い、ショッピングリボ払い  
年14.60%
- ・キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い  
年20.00%
- ・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払い  
法定利率

2. 第1項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。

- (1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し法定利率を乗じた額を超えない金額。
- (2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除く)、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額。

### 第37条 連帯保証

1. 本会員は、JCBに対し、本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担する一切の債務(以下「被保証債務」という。))について、連帯保証を委託します。
2. JCBの連帯保証がなされない場合、両社からカードの発行を受けられない場合があります。
3. JCBは、次の場合、(1)および(3)においては本会員に通知することにより、(2)においては通知を要せず当然に、第1項に基づく連帯保証の委託に係る契約および当該委託に基づく連帯保証をいずれも解約することができるものとします。
  - (1) 当行から第1項に基づく連帯保証の解約について同意を得た場合
  - (2) JCBが次条第1項に基づき会員の当行に対する債務を代位弁済したにもかかわらず、会員の当行に対する約定支払日から30日間以内に、会員が次条第2項に規定する債務の全額をJCBに弁済しなかった場合
  - (3) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合

### 第38条 保証債務

1. 被保証債務の弁済期が到来し、または当該債務の履行を本会員が怠った場合、JCBは当行からの保証債務の履行の請求に応じ、本会員に対する通知・催告なくして代位弁済するものとします。
2. JCBが当行に対して保証債務を履行した場合、本会員はJCBに対し履行された保証債務の全額と、これに対する履行日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、支払口座の金融機関等との約定がある場合またはJCBが適当であると判断した場合、保証債務の履行日以降、本会員のJCBに対する債務額の全額または一部をJCBが口座振替により徴収することができます。
3. 本会員が次のいずれかに該当する場合は、JCBは前項の保証債務履行前といえども、本会員に対し、事前に求償権の行使ができるものとします。
  - (1) 本会員が第41条第1項および第45条第4項に1つでも該当する場合。
  - (2) 本会員の当行に対する債務の弁済期が到来したとき、または、被保証債務の期限の利益を喪失したとき。

### 第39条 支払金等の充当順序

本会員の当行に対する債務の支払額が本規約およびその他の諸契約に基づき当行に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当行所定の

順序により当行が行うものとします。また、第37条に定めるJCBによる代位弁済がなされたときの本会員のJCBに対する債務の支払額がその債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当はJCB所定の順序によりJCBが行うものとします。

### 第40条 当行の債権譲渡

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

### 第41条 期限の利益の喪失

1. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当行からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)または(6)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)または(11)においては当行の請求により、当行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) 本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担する債務について本会員が当行の指定する保証会社(以下「保証会社」という。))に対し保証を委託した場合において、当該保証会社から当行に対し当該委託に基づく連帯保証の取消または解約の申し出(ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申し出を除く)があったとき。
- (6) 本会員の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。
- (7) カード改ざん、不正利用等当行がカードの利用を不相当と認められたとき。
- (8) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。
- (9) 前各号のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
- (10) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(第11条の2第1項に違反する場合を含むが、それに限らない。)

(11) 第45条第4項(1)、(2)、(4)、(9)、(11)または(12)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。

2. 第1項にかかわらず、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務については、第26条の弁済金または第27条の分割支払金の支払い、その他本会員の当行に対する債務の支払いを滞遅し、当行から20日以上の相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、第1項(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)または(10)に該当する場合には、第1項の規定が優先して適用されるものとします。

### 第41条の2 取引の制限等

当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する(一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。)

場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2)前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないときと当行が判断した場合
- (3)会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当行が判断した場合
- (4)会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (5)会員が在留期間(出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。)の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
- (6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないときと当行が合理的に判断した場合
- (7)第22条第10項に該当した場合

#### 第42条 当行からの相殺

- 1.本会員が、本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する本会員の預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は本会員に対し、書面により通知します。
- 2.前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

#### 第43条 本会員からの相殺

- 1.本会員は、弁済期にある預金その他の債権と本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、本会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、本会員は当行に対し、書面により通知します。
- 2.前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

#### 第44条 相殺における充当の指定

- 1.当行から相殺する場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。
- 2.本会員から返済または相殺をする場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。
- 3.本会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じてい

る場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

- 4.第2項なお書き、または第3項によって、当行が指定する本会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

#### 第45条 退会および会員資格の喪失等

- 1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。
- 2.当行が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。
- 3.本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
- 4.会員((5)または(9)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。))は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(13)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後は是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
  - (1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (2)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
  - (3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。
  - (4)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないときと当行が判断したとき。
  - (5)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
  - (6)会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
  - (7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いた威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
  - (8)会員が自らまたは第三者を利用して、当行、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員(以下、総称して「役職員」という。)に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
    - ①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
    - ②長時間にわたる時間的拘束(電話によるものを含む。)、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
    - ③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為

- ④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
- ⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為
- (9)お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止または本会員に通知する事によりお支払い口座が強制解約されたとき。
- (10)会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。
- (11)会員が第11条の3に違反したと当行が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。
- (12)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
- (13)会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。
5. 家族会員は、本会員が、両社所定の方法により家族会員による家族カードの使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
6. 第4項または第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
7. 第4項または第5項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

#### 第46条 カードの紛失、盗難による責任の区分

1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合(紛失または盗難による場合をいう。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当行またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行またはJCBの請求により所定の紛失盗難届を当行またはJCBに提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカードについて、当行またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。
3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。))には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするとともにします。
4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。
- (1)会員が第2条に違反したとき。
- (2)会員の家族もしくは親族(同居の有無を問わない。)、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき

会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者(以下「会員関係者」という。))がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかわる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

- (3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重大失によって紛失または盗難が生じたとき。
- (4)会員が当行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。
- (5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
- (6)会員が第3項に違反したとき。
- (7)カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報(各種のパスワード等をいう。以下同じ。))が使用されたとき(ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。))。
- (8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。
- (9)その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。

#### 第46条の2 カード番号等の不正利用

1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等(以下「紛失盗難等」という。))されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当行またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当行またはJCBの請求により両社所定の紛失盗難等届を当行またはJCBに提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるものうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。
3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日(なお、日(ち)を特定するに当たっては、第9条(届出事項の変更)第3項が適用されるものとする。))から60日以内に、会員が前項に基づき当行またはJCBに対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、またはボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否か

を判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。

(1)当行が明細確定通知を本会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日

(2)当行が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日

4.会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

5.第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。

(1)会員が第2条に違反したとき。

(2)会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

(3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。

(4)会員が当行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。

(5)第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

(6)会員が第4項に違反したとき。

(7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき(ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。)

(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。

(9)その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。

6.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。

7.当行は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当行が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

#### 第47条 偽造カードが使用された場合の責任の区分

1.偽造カード(第2条第1項に基づき両社が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。

2.第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。

#### 第48条 費用の負担

1.本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

2.本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と本会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用(再振替費用、事務処理費用、通信費等)の一部として、当社またはJCBが公表する金額を会員は負担するものとし、本会員は当社の請求に基づき、当該金額を第34条に定める方法により当社に対して支払うものとします。

#### 第49条 合意管轄裁判所

会員は、会員と当行またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴訟のいかなにかかわらず会員の住所地または当行(会員と当行との間の訴訟の場合)もしくはJCB(会員とJCBとの間の訴訟の場合)の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第50条 準拠法

会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

#### 第51条 外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

#### 第52条 サービスの一時停止

1.会員は、本規定に定める当行に対する債務のいずれかの支払いを怠った場合、その債務を完済するまでキャッシュカードサービスを除くサービスを受けられないものとします。

2.当行は会員が本規定に違反した場合または、違反するおそれがある場合には、サービスの全部または一部について利用を一時停止することおよびカードを回収することができるものとします。

#### 第53条 危険負担、免責条項

1.会員が当行に差し入れた契約書類等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、会員は当行の帳簿、伝票などの記録に基づいて債務を返済します。なお、会員は当行からの請求があれば直ちに代りの契約書類等を差し入れます。

2.会員に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、会員の負担とします。

#### 第54条 成年後見人等の届け出

1.家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行へお届けください。

2.家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行へお届けください。

3.すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、書面によって当行にお届けください。

4.前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも書面に

よって当行へお届けください。

5.前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第55条 会員規定およびその改定

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し(本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

附則

第4条の2第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次MyJCB等の登録を行います。

2026年3月31日現在

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)

### <ショッピングリボ払いのご案内>

1.毎月のお支払い元金

		締切日(毎月15日)のご利用残高			
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超
お支払いコース	定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*			
	残高スライドコース ゆとりコース 標準コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
		1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算		

\*2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、ゴールドカードをお持ちの会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。

※お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。))に記載されます。

※新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

2.手数料率

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率13.20~15.00%(※2)(※3)

(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としてありますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ([https://www.jcb.co.jp/release/oshirase\\_payment.html](https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html))で公表します。

(※2)上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

(※3)会員規約および特約(ショッピング利用代金の支払区分)に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。

[初回のご請求]

実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

[2回目以降のご請求]

実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

3.お支払い例

・定額コース1万円、実質年率18.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1)8月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 897円(7万円×18.00%×26日÷365日)

③8月10日の弁済金 10,897円(①+②)

(2)9月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 917円(6万円×18.00%×31日÷365日)

③9月10日の弁済金 10,917円(①+②)

・残高スライドコース(ゆとりコース)、実質年率18.00%の方が6月30日に10万5千円をご利用の場合

(1)8月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 1,346円(10万5千円×18.00%×26日÷365日)

③8月10日の弁済金 11,346円(①+②)

(2)9月10日のお支払い

①お支払い元金 5,000円

②手数料 1,452円(9万5千円×18.00%×31日÷365日)

③9月10日の弁済金 6,452円(①+②)

※毎月の手数料の3回目以降は、2回目と同様の計算方法により算出します。

※カード券種によっては上記以外のショッピングリボ払いのご案内となる場合があります。

### <ショッピング分割払いのご案内>

1.手数料率

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%[月利1.50%]
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%[月利1.25%] (上記以外の利率の場合がございます。)

(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としてありますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ([https://www.jcb.co.jp/release/oshirase\\_payment.html](https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html))で公表します。

## 2. 支払回数および支払期間

3回(3カ月)～60回(60カ月)の各回(各月数)

〈ショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額の例〉

実質年率18.00%の場合

支払回数	3回	10回	12回	18回	24回
支払期間	3カ月	10カ月	12カ月	18カ月	24カ月
割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%
ショッピング利用代金10,000円 あたりの分割払手数料の額	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円

支払回数	30回	36回	48回	60回
支払期間	30カ月	36カ月	48カ月	60カ月
割賦係数	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%
ショッピング利用代金10,000円 あたりの分割払手数料の額	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合がございます。

※実質年率が18.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

### 3. お支払い例

実質年率18.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を購入した場合

#### A. 上表に基づく手数料総額

100,000円×8.43%=8,430円

#### B. 上表に基づく支払総額

100,000円+8,430円=108,430円※1

#### C. 毎月の支払額

108,430円÷10回=10,843円※2

(但し、初回10,625円※3、最終回10,842円※4)

#### D. 分割支払金合計額

10,625円(初回)+10,843円×8(第2回～第9回)+

10,842円(最終回)=108,211円

※1「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)

※2毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

月利計算の手数料 100,000円×1.50%=1,500円

初回支払元金 10,843円-1,500円=9,343円

日割計算の手数料

100,000円×18.00%×26日÷365日=1,282円

(ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)÷365日)

初回支払額 9,343円+1,282円=10,625円

※4最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

〈例、第2回〉

初回支払後残高 100,000円-9,343円=90,657円

月利計算の手数料 90,657円×1.50%=1,359円

第2回支払元金 10,843円-1,359円=9,484円

### 〈ショッピングスキップ払いのご案内〉

ご利用金額にショッピングスキップ払手数料を加えた金額を、ご希望のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。

手数料:ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます)

支払期間:54～239日

#### 1. 手数料率

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%[月利1.50%]
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%[月利1.25%] (上記以外の利率の場合がございます。)

(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ([https://www.jcb.co.jp/release/oshirase\\_payment.html](https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html))で公表します。

#### 2. お支払い例

6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合〈11月10日のお支払い〉

①お支払い元金…10,000円

②手数料…450円(1万円×3ヶ月×(18.00%/12ヶ月))

③11月10日の支払い額…10,450円(①+②)

### 〈キャッシングサービスのご案内〉

〈資金使途/自由(ただし、事業資金は除く)〉

名称	融資利率(年利)*	返済方式	返済期間/返済回数	担保
ざざんモテカキャッシング 1回払い(国内/海外)	15.00%	元利一括払い	23～56日 (ただし、借入による) / 1回	
ざざんモテカ キャッシング リボ払い	15.00%	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ 元金定額払い	利用残高および返済方式に応じ、返済元金と利息を完済するまでの期間、回数。 〈返済例〉貸付金額50万円返済元金1万円の毎月元金定額払いの場合、50ヵ月/50回	不要

※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払いが標準期間満了日の属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期日は10月1日、ただし借入による)。この場合であっても、手数料は、融資日の翌日より標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。

※1年365日(うるう年は366日)による日割計算

#### 〈繰上返済方式〉

	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	キャッシング1回払い (国内/海外)	キャッシング リボ払い	
1. ATMによる ご返済	○	×	×	○	当行が指定するATM等から 入金して返済する方法
2. 口座振替に よるご返済	○	○	×	○	当行の指定口座から 口座振替により決済する方法
3. 持参による ご返済	○	○	○	○	当行の本店窓口へ現金を 持参して返済する方法

※全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとしします。

※海外キャッシング1回払いについては、国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、JCBに売上票が到着する日まで日数がかかる場合があります。この場合、JCBに売上票が到着するまで、本会員は繰上返済することができません。

## <カードのご案内>

	ゴールドカード	一般カード、LINDA
総枠	50~100万円	10~50万円
ショッピング枠		
ショッピング1回払い	50~100万円	10~50万円
ショッピング残高枠		
ショッピング2回払い	50~80万円	10~50万円
ボーナス1回払い	50~80万円	10~50万円
ショッピングリボ払い	50~80万円	10~50万円
ショッピング分割払い	50~80万円	10~50万円
キャッシング総枠		
キャッシング1回払い	10~20万円	0~20万円
海外キャッシング1回払い	30万円	0~20万円
キャッシングリボ払い	10~20万円	0~20万円

※一部の方をのぞき、ご本人に収入のない場合には原則キャッシング総枠は付与されません。

※新規ご入会時の各利用可能枠は上記の範囲で当行が決定した額までといたします。

※JCBカードを複数枚お持ちの場合、各カードにはそれぞれ利用可能枠の設定がございますが、同一発行会社のカードにおいてご利用いただける金額の合計は、各カードの設定額のうち最も高い金額の範囲内となります(一部対象とならないカードがございます。)

2016年5月改定

## <個人情報に関する問合せ先>

1. 当行の問合せ窓口・・・お取引店もしくは

株式会社佐賀銀行 リスク統括部/リスク統括グループ  
〒840-0813 佐賀市唐人2丁目7番20号  
電話番号 0952-25-4626

2. 株式会社ジェーシービーの問合せ窓口

JCBインフォメーションセンター  
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700  
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

## <共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSPビル  
利用目的:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供

○株式会社ジェーシービーサービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート  
利用目的:保険サービス等の提供

## <加盟個人情報情報機関>

本規約に定める加盟個人情報情報機関は以下のとおりです。

○株式会社シーアイシー(CIC)

(貸金業法・割賦販売法に基づく指定個人情報機関)

電話番号 0570-666-414

ホームページ:<https://www.cic.co.jp/>

○全国銀行個人情報センター

電話番号 03-3214-5020

ホームページ:<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

○株式会社日本信用情報機構(JICC)

(貸金業法に基づく指定個人情報機関)

電話番号 0570-055-955

ホームページ:<https://www.jicc.co.jp/>

※各個人情報情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

※株式会社ジェーシービー(JCB)の加盟個人情報情報機関は、上記の個人情報情報機関のうち、株式会社シーアイシー(CIC)および株式会社日本信用情報機構(JICC)となります。

## <ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

○株式会社ジェーシービー JCBインフォメーションセンター

東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700

福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ(ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番4に従うものとしします。)および支払停止の抗弁に関する書面については下記WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。なお、当行およびJCBでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

個人情報に関する相談窓口

<https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teikei>

4. JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア  
0120-668-500

○当行の問合せ窓口

株式会社佐賀銀行 業務集中支援部融資事務センター

〒840-0802 佐賀市大財北町3番35号

電話番号:0952-22-3710

○保証会社の問合せ窓口

株式会社ジェーシービー JCBインフォメーションセンター

東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700

福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

## 【登録される情報とその期間】

	全国銀行個人 情報センター	CIC	JICC
①本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、住所、電話 番号、勤務先、本人確認書類 の記号番号等)	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		
②本契約の申し込みに係る事実 (加盟個人信用情報機関への 照会日、契約の種類等)	当該照会日から1 年を超えない期間	当該照会日より 6ヶ月	当該照会日から 6ヶ月以内
③本契約に係る事実 (入会年月日、利用可能枠、貸 付残高、割賦残高、年間請求 予定額等の本契約の内容、支 払い状況、債務の支払いを延 滞した事実等)	契約期間中および 契約終了日(完済 していない場合は 完済日)から5年 を超えない期間	契約期間中および 契約終了日(完済 していない場合は 完済日)から5年 以内	契約継続中および 契約終了日(完済 していない場合は 完済日)から5年 以内
④官報において公開されている 情報	破産手続開始決 定等を受けた日か ら7年を超えない 期間	-	-
⑤登録情報に関する苦情を受 け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料紛失・カード盗 難、与信白濁申出等の本人申 告情報	本人から申告が あった日から5年 を超えない期間	登録日より5年以内	登録日より5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

○各加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	全国銀行個人信用情報センター、JICC
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC
JICC	全国銀行個人信用情報センター、CIC

○割賦販売法で定める法定用語の読み替えについて

割賦販売法で定める法定用語は、カード発行のご案内、会員規定、ご利用代金明細書等において次のとおり読み替えます。

割賦販売法で定める法定用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、ご利用金額
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払い 手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払金額など

以上

以下の規定については、J-POINTプログラムの対象となる方に適用されます。

J-POINTプログラム利用規定

<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>



## スマリボ特約

### 第1条 (総則)

1.本特約は、会員規約(個人用)(以下「会員規約」という。)第24条(ショッピング利用代金の支払区分)第2項(1)号に基づき、会員がショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとする場合のサービス内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定義のない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

2.本特約と会員規約その他の付随規定(以下「会員規定等」という。)との間に内容の相違がある場合、本特約が優先して適用されます。本特約に定めのない事項については、会員規定等が適用されます。

### 第2条 (定義)

1.「スマリボ」(以下「本サービス」という。)とは、会員規約第24条第2項(1)号に基づき、原則として全てのショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとするサービスをいいます。

2.「利用者」とは、本特約第3条に基づき、本サービスの利用登録が完了した会員をいいます。

### 第3条 (利用登録)

1.本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認の上、両社所定の方法により、両社に本サービスの利用を申し込むものとします。両社は、会員の申し込みを承諾した場合に、当該会員の利用登録を行います。

2.前項の利用登録の申し込みができる会員は、会員規約(個人用)の適用を受ける会員です。ただし、一部の会員は、前項の利用登録の申し込みを行うことができません。

### 第4条 (本サービスの内容)

1.本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。

(1)利用者が会員規約第22条(ショッピングの利用)および第24条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの(JCBのホームページ等で公表します。)、の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。

(2)本サービスの利用登録がなされている間、会員規約第20条(利用可能な金額)第1項から第3項に基づき会員がショッピング利用できる金額を算定するに当たり、適用される機能別利用可能枠は会員規約第19条(利用可能枠)第1項②に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。

(3)(1)号および(2)号にかかわらず、利用者がショッピングリボ払い利用可能枠を超えてショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第25条(ショッピング利用代金の支払い)第1項(1)号に基づき、ショッピング1回払いとしてお支払いいただくものとします。

(4)ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第26条(ショッピングリボ払い)第1項に定めるとおりです。また、支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドゆとりコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。

す。

- (5)利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別途両社が公表する条件を充たした場合には、両社が公表する内容の優遇サービスを受けることができます。
- 2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対して、3ヶ月前まで(ただし、重要な変更については6ヶ月前まで)に公表または通知します。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。

#### 第5条 (本サービスの利用方法)

利用者は、ショッピング利用をするに当たって、ショッピング1回払いをご指定ください。

#### 第6条 (利用登録の抹消)

- 1.利用者は、両社が定める方法で本サービスの解除を申し出ることにより、利用登録を抹消することができます。
- 2.両社は、
- (1)利用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、
  - (2)利用者が会員規定等または本特約に違反したとき、
  - (3)利用者のショッピングリボ払い利用可能枠が0円となったとき、
  - (4)その他利用者のカード利用状況または信用状況等に照らして、本サービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該利用者の利用登録を抹消することができます。
- 3.前二項に基づき利用登録が抹消された場合、会員は以後、利用者ではなくなり、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後に利用したショッピング利用については、本特約は適用されず、会員規定等のみが適用されます。
- 4.第1項または第2項に基づき利用登録が抹消された場合であっても、それまでのショッピング利用については、本特約第4条第1項(1)号から(4)号が適用されます。ただし、利用者が会員規約第41条(期限の利益の喪失)第1項または第2項に基づき期限の利益を喪失した場合には、この限りではありません。

#### 第7条 (本サービスの終了)

両社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、両社は本サービス終了の6ヶ月前までに利用者へ通知します。本サービスが終了した場合、前条第3項および第4項が準用されます。

#### 第8条 (本特約の改定)

本特約の改定は、会員規約第55条(会員規約およびその改定)が適用されます。

#### 第9条 (「支払い名人」からの移行)

- 1.「支払い名人」(両社が会員規約第24条第2項(1)号に基づき2019年4月15日利用分、2019年5月10日支払日まで会員に提供していたサービスをいう。以下同じ。)から本サービスに移行した利用者については、本特約第4条第1項(4)号にかかわらず、ショッピングリボ払いの支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、「支払い名人」から本サービスへの移行時点で当該会員に対して適用されていた支払いコース(以下「既存コース」という。)または残高スライド標準コースとなります。
- 2.利用者は、両社所定の方法により申し出、両社が認めた場合、既存コースから、本特約第4条第1項(4)号に定める支払いコースに変更することができます。ただし、当該変更後は、利用者は既存コースに再度変更することはできません。

2026年3月31日現在

#### 1.(カード等の利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。)または貯蓄預金について発行したさざんキャッシュカード(以下、「カード」といいます。)および当行に暗証の届出がある口座の普通預金通帳・貯蓄預金通帳・総合口座通帳(以下、「通帳」といいます。)の現金自動預金支払機(現金自動支払機を含みます。以下、「自動機」といいます。)での使用に関しては、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、通帳は当行の自動機のみで利用することができます。以下、断りなき限り、上記カードおよび通帳を合わせて「カード等」といいます。

- (1)当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下、「提携先」といいます。)の自動機を使用して普通預金または貯蓄預金(以下、これを「預金」といいます。)の払戻しをする場合。
- (2)当行および当行が自動機の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等(以下、「入金提携先」といいます。)の自動機を使用して預金に預入れをする場合。
- (3)当行の自動機を使用して預金口座からの振替により預金を払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合(以下、この取扱いを「振替入金」といいます。)
- (4)当行および提携先のうち当行が自動機の共同利用によるカード振込業務を提携した金融機関等(以下、「カード振込提携先」といいます。)の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (5)その他当行所定の取引をする場合。

#### 2.(自動機でのカードによる預金の払戻し)

- (1)当行および提携先の自動機を使用してカードにより預金を払戻す場合には、自動機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従って正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)自動機による預金の払戻しは、自動機の種類により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたり、1日あたりおよび月間の払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3)当行および提携先の自動機により預金を払戻す場合に、払戻請求額と第7条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その払戻しができません。

#### 3.(自動機での通帳による預金の払戻し)

- (1)当行に暗証の届出がある口座に限り、自動機を使用して通帳により預金の払戻し(第6条における振込のための払戻しの場合を含みます。)をすることができます。なお、提携先の自動機ではこのお取扱いできません。
- (2)前項により預金を払戻すときは、自動機に通帳を挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従って正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。なお、第2条の(2)および(3)の各項は本取引にも適用します。
- (3)記帳行が満行となった通帳では、自動機での通帳による預金の払戻しはできません。この場合は、窓口へ申し出て新しい通帳の交付を受けた後、前項の操作をしてください。

#### 4.(自動機による預金の預入れ)

- (1)当行および入金提携先の自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機

にカード等を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、入金提携先の自動機では通帳をご利用いただけません。

- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨(硬貨付自動機の場合)に限ります。また、1回あたりのおよび月間の預入れは、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の自動機により預金を預入れる場合に、第7条の自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その預入れができません。

#### 5.(自動機による振替入金)

- (1) 当行の自動機を使用して振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替入金金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 1回あたり、1日あたりおよび月間の振替入金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行の自動機により振替入金をする場合に、振替入金額と第7条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その振替入金ができません。

#### 6.(自動機による振込)

- (1) 当行およびカード振込提携先の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に払戻口座のカード等を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳(第3条による場合を除きます。)および払戻請求書の提出は必要ありません。なお、カード振込提携先の自動機では、通帳による振込の取扱いができません。
- (2) 1回あたり、1日あたりおよび月間の振込金額は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行およびカード振込提携先の自動機により振込の依頼をする場合に、振込依頼金額と第7条の自動機利用手数料振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その振込ができません。

#### 7.(自動機利用手数料等)

- (1) 当行または提携先の自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 当行または入金提携先の自動機を使用して預金に預入れをする場合には当行および入金提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (3) 当行の自動機を使用して振替入金をする場合には、当行所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (4) 当行の自動機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、カード振込提携先の自動機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料および自動機の利用に関する手数料(以下、(1)～(3)とあわせて「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (5) 自動機利用手数料は、預金の払戻し預入れ時に、通帳(第3条の場合を除きます。)および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先入金提携先カード振込提携

先の自動機利用手数料等は、当行から各提携先に支払います。

- (6) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳(第3条の場合を除きます。)および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

#### 8.(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人によるカードを利用しての預金の払戻し預入れおよび振込を依頼する場合には、本人から代理人カードの発行に関する書類・暗証番号を当行へ届出てください。この届出により当行は代理人のために代理人カードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。
- (4) 代理人カードの発行はWeb口座で利用する普通預金口座(総合口座を含む)のみとします。

#### 9.(自動機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の自動機による払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカード等により預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カード等とともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により当行の自動機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

#### 10.(カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

#### 11.(カード等および暗証の管理等)

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカード等が、当行が本人に交付したものであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカード等を確認し、払戻しの際に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カード等は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カード等が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカード等による自動機での預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カード等の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

#### 12.(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カード等による自動機での払戻しについては、

本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カード等および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

### 13.(盗難カード等による払戻し等)

(1)カード等の盗難により、他人に当該カード等を不正使用され生じた自動機での払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カード等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
- ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日間にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
  - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。
  - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合。
  - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカード等が盗難にあった場合。

### 14.(カード等の紛失、届出事項の変更等)

カード等を紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

### 15.(カード等の再発行等)

(1)カード等の盗難、紛失等の場合のカード等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。

(2)毀損または紛失によりカード等を再発行する場合には、当行所

定の再発行手数料をいただきます。

(3)カード紛失後、再発行の手続等がないまま一定期間を経過した場合には、カード等の自動機による取引を自動的に解約します。

### 16.(自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先、入金提携先またはカード振込提携先の自動機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。

### 17.(解約、カード等の利用停止等)

(1)預金口座を解約する場合には、カードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)カード等の自動機での利用を取りやめる場合には、当店に届出の暗証登録抹消及びカード返却の手続きをしてください。

(3)カード等の改ざん、不正使用など当行がカード等の自動機による利用を不適当と認めた場合にはカード等の自動機による利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありたい直ちに当店に届出の暗証登録抹消及びカード返却の手続きをしてください。

(4)次の場合には、カード等の自動機による利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ①第17条に定める規定に違反した場合。
- ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。
- ③カード、通帳または暗証が偽造、盗難、紛失、盗用等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

### 18.(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

### 19.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

### 20.(規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020.11.16)

1.(特約の適用範囲等)

- (1)この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、さざんキャッシュカード暗証届出通帳規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはさざんキャッシュカード暗証届出通帳規定が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはさざんキャッシュカード暗証届出通帳規定の定義に従います。

2.(ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な当行所定の自動機その他の端末(以下「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。))を利用する場合に、提供されます。

なお、さざんICキャッシュカードを、ICキャッシュカード対応ATM等以外の自動機その他の端末で利用する場合には、さざんキャッシュカードとしての利用となります。

3.(一日あたりおよび月間の払戻金額)

当行は、当行および提携先の自動機を利用した預金払戻しにおける一日あたりおよび月間の限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

4.(ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5.(ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1)ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2)ICチップ等の故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じて、当行は責任を負いません。

6.(ICキャッシュカードの有効期限-再交付)

- (1)ICキャッシュカードは、カード機能の性質上、当行所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。
- (2)上記(1)の有効期限が到来する前に、当行は有効期限を延長した新しいICキャッシュカードを再交付します。その場合、当行は、当行所定の手数料を当行所定の日に、通帳および払戻請求書なしで、当該ICキャッシュカードを利用する預金口座から自動的に引落しをします。
- (3)上記(2)の手数料の引落しができなかった場合、ICキャッシュカードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当行の窓口で当行所定の手続きが必要となります。

以上

第1章 デビットカード取引

1. 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者(以下「加盟店」という。))に対して、普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。))について発行したさざんキャッシュカードまたはさざんmoteca(モテカ)カード(家族会員カードを含む。))その他当行所定のカード(以下「カード」という。))を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」という。))について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」という。))を、当該カードの預金口座(以下「預金口座」という。))から預金の引落し(総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含む。))によって支払う取引(以下、本章において「デビットカード取引」という。))については、この章の規定により取扱います。

- (1)日本電子決済推進機構(以下「機構」という。))所定の加盟店規約(以下、本章において「規約」という。))を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」という。))と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」という。))。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2)規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「間接加盟店」という。))。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3)規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され、加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「組合事業加盟店」という。))。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. 利用方法等

- (1)カードをデビットカード取引に利用する時は、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」という。))に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含む。))に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3)次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
  - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
  - ③購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
  - ①1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含む。))が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ②当行所定の回数を超過してカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含む。))が破損している

る場合

- ④当行がカードにデビットカード取引禁止・喪失・盗難・支払禁止等のコードを設定している場合
- (5)当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。
- (6)カードによるデビットカード取引を希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の手続きを行ってください。この手続きが行われたとき、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。
- なお、この手続き前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 3. デビットカード取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下、本章において「デビットカード取引契約」という。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

### 4. 預金の復元等

- (1)デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含む。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含む。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含む。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、
- (2)前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらず、これを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため、デビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとし、

### 5. 規定の準用

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるさぎんキャッシュカード暗証届出通帳規定、さぎんmoteca(モテカ)カード会員規定およびその他当行所定のカード規定の適用については、「端末機」を「自動機」と、「デビットカード取引」を「預金の払戻し」ま

たは「出金」とそれぞれみなし、読み替えて適用するものとします。

## 第2章 キャッシュアウト取引

### 1. 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者(以下「CO加盟店」という。)に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下、本章において「売買取引」という。)および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引(以下「キャッシュアウト取引」という。)について、当該加盟店に対して負担する債務(以下「対価支払債務」という。)を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含む。)によって支払う取引(以下「COデビット取引」という。)については、この章の規定により取扱います。

- ①機構所定のキャッシュアウト加盟店規約(以下、本章において「規約」という。)を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「CO直接加盟店」という。)であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したものの
- ②規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したものの
- ③規約を承認のうえ、機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したものの

### 2. 利用方法等

- (1)カードをCOデビット取引に利用する時は、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえで、CO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(CO加盟店の従業員を含む。)に見られないように注意しつつ自入力してください。
- (2)次の場合には、COデビット取引を行うことはできません。
- ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ②1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3)次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。
- ①当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ②1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含む。)が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含む。)が破損している場合
  - ④そのCO加盟店において、COデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
  - ⑤COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (4)購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはできません。
- (5)CO加盟店において、CO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードを

キャッシュアウト取引に利用することはできません。

- (6) 当行がCOデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、COデビット取引を行うことはできません。
- (7) CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

### 3. COデビット取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「COデビット取引契約」という。)が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

### 4. 預金の復元等

- (1) COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされた時は、COデビット契約が解除(合意解除を含む。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含む。)であっても、CO加盟店以外の第三者(CO加盟店の特定承継人および当行を含む。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとなります。
- (2) 前項にかかわらず、COデビット取引を行ったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができない時は、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません(売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません)。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算してください。
- (5) COデビット取引において、金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため、COデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

### 5. 不正なキャッシュアウト取引の場合の補償

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうち、キャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害(取引金額、手数料および利息)の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

### 6. COデビット取引に係る情報の提供

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」という。)が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

### 7. さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定等の適用

カードをCOデビット取引に利用する場合のさぎんキャッシュカード暗証届出通帳規定、さぎんmoteca(モテカ)カード会員規定およびその他当行所定のカード規定の適用については、「端末機」を「自動機」と、「COデビット取引」を「預金の払戻し」または「出金」とそれぞれみなし、読み替えて適用するものとします。

## 第3章 公金納付

### 1. 適用範囲

機構所定の公的加盟機関規約(以下、本章において「規約」という。)を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関(以下、本章において「加盟機関銀行」という。)と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人(以下「公的加盟機関」という。)に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」という。)の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務(以下「補償債務」という。)を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含む。)によって支払う取引(以下、本章において「デビットカード取引」という。)については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

### 2. 準用規定等

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2ないし5を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以上

平成30年4月2日改定

## さざんpay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定

### 1.(適用範囲)

- (1)当行と預金口座振替に関する契約を締結している企業(以下「**収納企業**」といいます。)(に対して、キャッシュカード(当行が普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。))について「**さざんキャッシュカード暗証届出通帳規定**」等各種カード規定にもとづいて発行したさざんキャッシュカードその他当行所定のカード。以下「**カード**」といいます。)(を提示して、後記3(1)の預金口座振替の依頼を行うサービス(以下「**本サービス**」といいます。)(については、この規定により取扱います。
- (2)本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座(以下「**当該口座**」といいます。)(の預金者本人が、収納企業との契約名義人となる場合に限りです。
- (3)なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

### 2.(利用方法等)

- (1)本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを収納企業に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機(以下「**端末機**」といいます。)(に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(収納企業の従業員を含みます。)(に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間の範囲内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間帯であっても利用できない場合があります。
- (3)次の場合には、本サービスを利用することはできません。
  - ①停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
  - ②収納企業から購入する商品または提供を受ける役務等が、収納企業が預金口座振替による支払を受けることができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4)次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
  - ①当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ②カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)(が破損している場合
  - ③当行所定の事故届が提出され、カードが利用できない状態にある場合

### 3.(預金口座振替契約等)

- (1)前記2(1)により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納企業から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約(本規定において「**預金口座振替**」といいます。)(が成立したものとみなします。  
ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは預金口座振替は成立しなかったものとします。  
当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。
- (2)前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。
- (3)収納企業の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。))を利用できる範囲内の金額を含みます。)(をこえるときは、預金者に通

知することなく、請求書を受納企業に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引き落としかは当行の任意とします。

- (4)収納企業の都合で、収納企業が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。
- (5)預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものと取扱うことができるものとします。

### 4.(本サービスの機能を停止する場合)

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行本店へ申出ることにより停止することができます。  
当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

### 5.(免責事項)

- (1)当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

### 6.(規定の準用)

この規定に定めのない事項については「さざんキャッシュカード暗証届出通帳規定」その他当行所定の各種カード規定により取扱います。

### 7.(この規定の変更等)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

## モテカカードJCB 保証委託契約約款

株式会社佐賀銀行(以下「当行」という。)および株式会社ジーシービー(以下「保証会社」という。また、当行と保証会社を総称して以下「両社」という。)、所定の「さぎんmoteca」カード会員規定(個人用)(以下「会員規定」という。)にて規定される会員は、次の各条項を承認のうえ、会員規約、その他の会員規定に付帯する特約規定等(これらの特約規定等と会員規定を総称して、以下「会員規約等」という。)を内容とする会員と両社間の契約(以下「クレジット契約」という。))に基づき会員が当行に対して負担する債務についての連帯保証を、保証会社に委託します。

なお、本約款の用語の意味は、本約款において別途定義する場合を除き、会員規約の定義に従うものとします。

### 第1条(保証債務の範囲)

1. 本会員が保証会社に保証委託する債務の範囲は、クレジット契約に基づき本会員が当行に対して負担する一切の債務(以下「被保証債務」という。)とします。
2. クレジット契約に契約期間の定めがある場合において、その契約期間が更新された場合には、前項に基づく保証委託の期間も当然に延長されるものとします。
3. 保証会社が審査のうえ、適当と認めた場合、本約款に基づく保証会社による保証委託契約(以下「本契約」という。)が成立します。本契約は、クレジット契約の成立と同時に成立します。
4. 保証会社は審査の結果、本契約の申し込みをされた方(以下「申込者」という。))との間で、本契約を締結しない場合があります。この場合、申込者と両社との間のクレジット契約も締結されません。

### 第2条(保証の解約)

保証会社は、次のいずれかの事由が生じた場合、(1)、(3)および(4)においては本会員に通知することにより、(2)においては通知を要せず当然に、本契約を解約することができます。この場合、保証会社は、当行と保証会社との間の保証契約も解約することができます。

- (1) 当行から被保証債務に係る連帯保証に解約について同意を得た場合。
- (2) 保証会社が本会員の当行に対する債務を代位弁済したにもかかわらず、本会員の当行に対する約定支払日から30日間以内に、本会員が第4条に規定する債務の全額を保証会社に弁済しなかった場合。
- (3) 会員の収入の状況または、当行、保証会社もしくは第三者に対して負っている債務の状況その他の信用状態等に基づき、本会員の保証を継続することができないと保証会社が判断した場合。
- (4) 第8条の2の一つにでも該当した場合、第8条の2の表明が事実ではなかった場合、および第8条の2の確約に違反した場合等。

### 第3条(代位弁済)

本会員が当行に対する支払いを怠り、または本会員が被保証債務の期限の利益を喪失したため、当行が保証会社に対し所定の方法により保証債務の履行を求めた場合、保証会社は本会員に対する事前の通知をしないうで保証債務を履行することができるものとします。

### 第4条(求償権の範囲)

保証会社が当行に対して保証債務を履行したときは、本会員は以下の各号に定める金員を保証会社に支払います。

- (1) 保証会社が当行に代位弁済した金員
- (2) 保証会社が弁済のために要した費用

(3) 前各号について、保証会社が当行に代位弁済した日の翌日から支払済みに至るまで年14.60%の割合(年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。)による遅延損害金。ただし、第1号の金員のうちショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払いおよび分割払元金(会員規約に基づき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいう。))に係る代位弁済金に対する遅延損害金については、分割払元金に対し法定利率(年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。)を乗じた額を超えない金額とする。

(4) 前各号の金員を請求するために要した費用

### 第5条(事前求償等)

会員が、次のいずれかに該当する場合は、保証会社は本約款第3条の保証債務履行の前に求償権を行使することができるものとします。

- (1) 一般の支払いを停止または破産・再生手続、金銭の調整に係る調停の申立があつたとき。
- (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき。
- (3) 預金その他当行に対する債権について仮差押え・保全差押えまたは差押えの命令通知が発送されたとき。
- (4) 当行に対する債務について期限の利益を喪失したとき。
- (5) 虚偽の申告が判明したとき。
- (6) 会員の信用状態が著しく悪化するなど債権保全のため必要と合理的に認められるとき。
- (7) 会員規約に基づき会員としての資格を喪失したとき。

### 第6条(業務委託)

会員は、当行が本約款に定める事務等を保証会社に業務委託することを予め承認するものとします。

### 第7条(充当順位)

第3条に規定される保証会社による代位弁済がなされたときの本会員の保証会社に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、保証会社所定の順序により保証会社が行います。ただし、上記の場合において、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順位は割賦販売法第30条の5の規定(改正された法令における同様の規定を含む。以下同じ。)によるものとします。

### 第8条(届出事項)

1. 会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号(連絡先)、勤務先、職業、カード利用目的、お支払口座、暗証番号、家族会員、国籍、在留情報(会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。)、Eメールアドレス等(以下「届出事項」という。))について変更が生じた場合は、遅滞なく保証会社に届け出るとします。なお、本項に関する届け出を当行に行った場合は、当該届け出内容は両社が共有するものとします。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、保証会社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があつたものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、保証会社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. 第1項の届出がないために、保証会社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむをえない事情がある場合にはこの限りではありません。

## 第8条の2(反社会的勢力の排除)

1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 保証会社は、申込者が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、保証委託の申し込みを謝絶することができるものとします。また、保証会社は、会員が前項の規定に違反しているものと認められた場合には、第2条の規定に基づき本契約を解約し、その他必要な措置をとることができるものとします。
3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
  - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
  - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

## 第9条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、保証会社が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1) クレジット契約を含む保証会社もしくは両社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。
    - ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カード利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および会員規約第8条等に基づき届け出た事項。
    - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
    - ③ 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査もしくは債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。
    - ④ 会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または保証会社が収集したクレジット利用・支

払履歴。

- ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
  - ⑥ 当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
  - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - ⑧ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)
  - ⑨ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類、言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)
- (2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行または保証会社へ中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
    - ① カードの機能、付帯サービス等の提供。
    - ② 当行もしくは保証会社または両社のクレジットカード事業その他の当行もしくは保証会社または両社の事業(当行または保証会社の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)|における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。)
    - ③ 両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
    - ④ 両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、保証会社または加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
    - ⑤ 刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
  - (3) 本契約に基づく当行または保証会社の業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
  - (4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者へ提供し、当該事業

者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報個人を直接特定できないような形式に置き換えつつ一方で定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

2. 会員等は、当行、保証会社およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断(JCBにおける会員規約第37条第1項の委託に基づく連帯保証を行うか否かの審査を含む。)および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報(会員規約第14条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

3. 会員等は、当行または保証会社が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

#### 第10条(個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等)

1. 本会員等は、保証会社が利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する金融機関・貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟事業者」という。))に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。)が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。

(1) 保証会社が本会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に提供し、本会員等に関する信用情報(4)①に定める情報をいう。以下同じ。)をこれらの個人信用情報機関に照会すること。

(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。

(3) 両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報(会員規約末尾の「登録情報および登録期間」表(以下「登録情報期間表」という。))に列挙する情報等をいう。)を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。

(4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。

① 加盟個人信用情報機関は下記の信用情報(登録情報・期間

表に列挙される情報を含む。)を保有します。

ア. (3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報

イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報

ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報

② 加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。

ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理

イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

ウ. ③に基づく信用情報の提供

③ 加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。

(5) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2. 2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方(以下「家族会員等」という。))は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。

3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、会員規約に記載の個人信用情報機関とします。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

#### 第11条(個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当行、保証会社、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1) 当行に対する開示請求:本規約末尾に記載の当行相談窓口へ

(2) JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ

(3) 加盟個人信用情報機関に対する開示請求:本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

**第12条(個人情報の取り扱いに関する不同意)**

保証会社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本約款に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、本契約の締結を断ることや、本契約を解約することがあります。ただし、第9条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

**第13条(契約不成立時および退会後の個人情報)**

- 1.保証会社が本約款に基づく保証委託の申し込みを承認しない場合であっても保証委託の申し込みをした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、本約款第9条に定める目的および第10条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.会員規約第45条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

**第14条(合意管轄)**

会員と保証会社の間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

**第15条(約款の改定)**

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し(本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

2026年3月31日時点

※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)

**第1条 名称**

本カードは、株式会社佐賀銀行(以下、「当行」という。)、株式会社ジェーシービー(以下、「JCB」という。))および株式会社ニモカ(以下、「ニモカ」という。))が提携して発行するもので、カード名称はmoteca-de-nimoca(以下、「本カード」という。))と称します。

**第2条 会員**

- 1.本特約、当行およびJCBが別途定める「さざんmoteca(モテカ)カード会員規定」・「moteca-de-nimoca JCBカード エンボスレスカード会員特約」およびニモカの定める「nimoca取扱規則」・「クレジットnimoca特約」・「nimocaポイントサービス規則」(以下、総称して「会員規定等」という。))を承認のうえ入会を申込み、当行、JCBおよびニモカ(以下、総称して「三社」という。))が認めた方を会員(以下、「会員」という。))とし、当行およびニモカが本カードを貸与します。
- 2.本特約は本カードの発行条件、機能および使用方法等について定めるものとします。
- 3.入会申込書および本カードの申込みにあたり提出いただいた書類は返却いたしません。

**第3条 年会費**

会員は、三社に対して三社が通知または公表する年会費を支払う場合は、カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

**第4条 提供サービスと利用**

- 1.会員は、本特約、さざんmoteca(モテカ)カードご利用規定書(以下「会員規定」という。))に定めるクレジットカードとしての機能(以下「クレジットカード機能」という。)、キャッシュカードとしての機能(「さざんキャッシュカード暗証届出通帳規定」(以下「キャッシュカード規定」という。))に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。)、およびnimocaに関する規則に定めるICカード乗車券・電子マネー・ポイント機能(以下、「nimoca機能」という。))を本カード1枚で利用できます。
- 2.会員は、会員規定に定める加盟店(ニモカの指定する窓口、乗車券類発売機等を含む。))に本カードを提示し、当行およびJCB所定の手続きを経ることによって、ショッピングに利用できます。
- 3.三社(本条においては三社が提携するサービス提供会社を含む。))が提供するサービスおよびその内容については、三社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 4.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が三社の定める会員規定等または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行、JCBもしくはニモカが会員のサービスの利用が適当でないかと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 5.三社が必要と認めた場合には、三社はサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 6.会員は、三社が提供するサービスを受ける場合、三社所定の方法により利用するものとします。
- 7.本カードにJ-POINTプログラムの提供はありません。

**第5条 本カードの盗難・紛失等**

- 1.会員が、本カードを紛失、盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに三社に連絡を行うものとします。
- 2.前項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続きに従って、当行はキャッシュカード機能を停止し、JCBはクレジットカード機能の利用を停止し、ニモカはnimoca機能の利用を

停止します。三社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードの利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本カードが使用できないことが生じても、三社は責任を負いません。

- 盗難・紛失等により被る損害については、クレジットカード機能に関しては会員規定が、キャッシュカード機能に関してはキャッシュカード規定、nimoca機能に関してはnimocalに関する規則が、それぞれ適用されるものとします。

#### 第6条 カードの有効期限

- 三社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、三社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
- 会員は、前項により新たな有効期限のカードが発行された場合には、クレジットnimoca特約に従い二モカ所定の手続きを行うものとします。
- 前項の場合において、三社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。
- 会員が第8条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、三社は責任を負わないものとします。

#### 第7条 再発行

- 会員は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由によりカードの再発行を希望する場合は、三社が定める方法により各々にその旨を申し出るものとし、三社は審査のうえ原則再発行するものとします。なお、合理的な理由がある場合にはカードが再発行されない場合があります。
- 会員は、前項によりカードが再発行された場合には、クレジットnimoca特約に従い二モカ所定の手続きを行うものとします。
- 再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間に、クレジットカード機能、キャッシュカード機能およびnimoca機能の利用ができないことにより、万が一損害などが発生したとしても三社は責任を負いません。

#### 第8条 届出事項の共有

- 会員が、当行、JCBおよび二モカに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合は、三社に届け出るものとします。
- 三社が前項の届出を受けた場合、当該届け出いただいた情報について、三社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

#### 第9条 利用内容の共有

会員は、三社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、三社において共有することにあらかじめ同意するものとします。

#### 第10条 会員資格の喪失

- 三社は、会員が本特約、会員規定、キャッシュカード規定、nimocalに関する規則に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、三社はクレジットカード機能、キャッシュカード機能およびnimoca機能の一部もしくは全部の利用を停止または会員資格を取り消す(以下、「利用停止等」という。)ことができます。
- 利用停止等の場合には、三社は会員に事前の通知、催告等をすることなく、本カードが利用可能な現金自動支払機や会員規定に定める加盟店等を通じて、本カードの回収をすることができるものとします。
- 利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、三社は責任を負わないものとします。

#### 第11条 退会

- 会員は、退会にあたっては、三社に所定の方法にて届け出、手続きを行うものとします。
- 会員の本カード退会と同時に、本カードのキャッシュカード機能も停止します。

#### 第12条 機能の分離

会員は本カードについて、クレジットカード機能、キャッシュカード機能およびnimoca機能のうち単独の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。

#### 第13条 本特約の改定および適用

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員が本カードを利用した場合には、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規定、キャッシュカード規定、nimocalに関する規則、その他当行、JCBまたは二モカの定める規定・特約が適用されるものとします。

#### 第14条 会員規定等と本特約の関係

本特約に定めのない事項については会員規定等が適用されるものとします。

**第1条 エンボスレスカード**

エンボスレスカードとは、カード上の会員氏名、会員番号、カードの有効期限等の記載がエンボス(カードに施された凹凸による刻印をいいます。)加工以外の手法によって印字され、かつカード表面に「electronic use only」(当該カードが電子端末専用であることを意味します。)などのご利用範囲についての注記が印字されたクレジットカードをいいます。

**第2条 インプリンター加盟店**

インプリンター加盟店とは、カード上のエンボス部分を売上傳票に複写する小型の機械(以下「インプリンター」という。)を利用して、売上傳票に印字を行う加盟店をいいます。

**第3条 インプリンター加盟店における利用制限**

会員は、エンボスレスカードをインプリンター加盟店で利用することはできません。

**第4条 金融機関等における利用制限**

会員は、金融機関等(海外を含む)においてインプリンターが利用されている場合、当該金融機関等ではエンボスレスカードでキャッシングサービスを利用することはできません。

**第5条 適用関係**

本特約は、さざんmoteca(モテカ)カード会員規定(以下「会員規定」という。)に対する特約であり、会員規定と重複する条項については本特約を優先することとします。